

**【令和5年度 留萌市生活応援商品券】**

## **取扱店舗 募集要項**

留萌市プレミアム商品券実行委員会

## ◆ 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、エネルギー、食料品等物価高騰の影響を受けている市民の生活支援と地域経済の活性化を図るため、期間を限定して使用できる留萌市生活応援商品券を発行する。

### 1. 商品券の事業概要

- |          |                            |
|----------|----------------------------|
| (1) 名称   | 留萌市生活応援商品券（30%割増）          |
| (2) 発行者  | 留萌市プレミアム商品券実行委員会           |
| (3) 事務局  | 留萌商工会議所                    |
| (4) 発行額  | 総額 3億7,050万円               |
| (5) 発行数  | 28,500冊                    |
| (6) 販売価格 | 1冊 10,000円（1,000円券×13枚綴）   |
| (7) 購入限度 | お一人 3冊まで                   |
| (8) 使用期間 | 令和5年12月1日（金）～ 令和6年2月23日（金） |

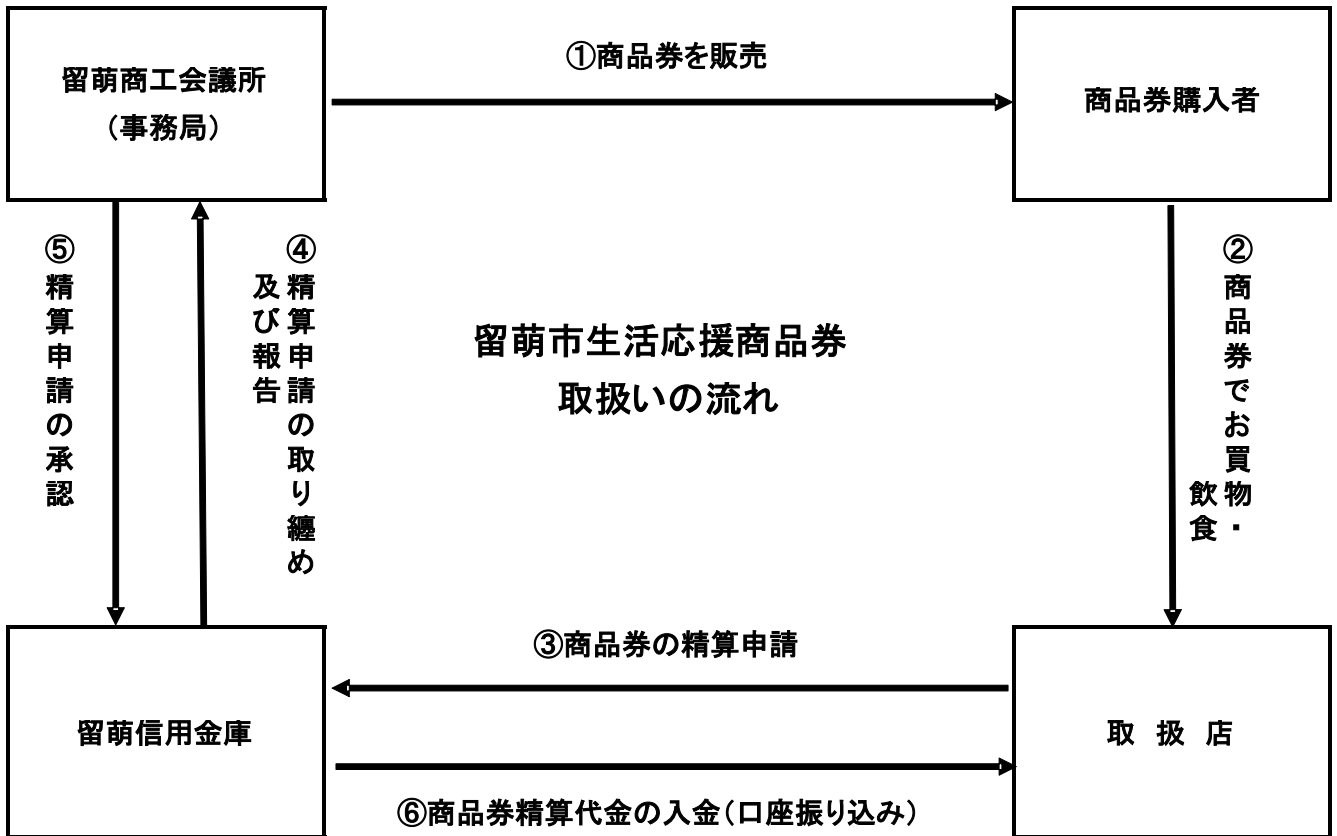
### 2. 商品券取り扱い厳守事項

- 商品券は、物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券面額以下の利用の場合であっても、お釣りはお渡ししないで下さい。
- 不足分は現金等で受け取って下さい。
- 有効期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。

### 3. 商品券の利用対象にならないもの

- 商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自で発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属、有価証券、金券等の換金性の高いもの
- たばこ事業法（昭和59年8月10日 法律 第68号）第2条 第1項 第3号に規定する製造たばこの購入
- 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- 出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・水道・電話料金など）
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車等）に関わる支払い
- 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年 法律 第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- 特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- その他、利用対象商品として、ふさわしくないもの

#### 4. 商品券の流れについて



#### 5. 参加資格について

参加店全店で、使用可能とします。ただし、以下に該当する場合は参加できません。

※ 次の事業者を除きます。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗の営業を行っているもの
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ③上記3. [商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗
- ④地方自治法施行令第167条の4第2項第2号（競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき）に該当する者、及び刑法による強制執行行為妨害等もしくは贈賄、または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法に基づく公訴を提起されている者等
- ⑤役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ⑥暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき
- ⑦役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

## 6. 取扱店舗の責務等

次に掲げる事項を厳守していただきます。

- イ. 留萌市生活応援商品券が利用可能な店舗であることが明確になるよう、事務局が配付する取扱店証等を利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- ロ. 利用者が使用される商品券について、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨事務局にも報告して下さい。
- ハ. 著しく破損・汚損している商品券は、受け取りを拒否してください。
- ニ. 商品券を受け取った時は、再流通を防止するため必ず商品券裏面の「商品券取扱店名」欄に店印を押印することとし、既に他店舗の店印等があるものは、受け取りを拒否して下さい。
- ホ. 商品券の交換及び売買は行わないで下さい。  
有効期間中の商品売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ精算可能です。
- ヘ. 「留萌市生活応援商品券」の取扱店以外の事業所で利用者から取り扱いできない商品券の使用申し出があった場合は、利用できない旨を説明し利用を断って下さい。  
間違って利用された商品券は、精算いたしません。

## 7. 申し込みについて

### (1) 申込方法

取扱店登録を希望される方は、この「募集要項」に同意のうえ、別添「取扱店舗登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、FAX等にて事務局まで申請して下さい。

- ※ なお、市内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、各店舗ではなく、事業者単位でお申し込みしていただきます。また、すべての取扱店舗が「募集要項」に同意している必要があります。この場合、お手数をおかけ致しますが、別添「取扱店舗登録申請書兼誓約書」をコピーしてお使い下さいますようお願い申し上げます。

### (2) 申込期間

令和5年9月15日（金）～ 9月25日（月）まで 【 期日厳守 】

- ※ 取扱店申込みは、9月25日以降も受け付けますが、以後のお申込みについては、チラシ等紙媒体への掲載ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 新規申込があった場合は、留萌商工会議所HPにて随時更新致します。

### (3) 取扱店舗の選定

- ・ 申込みのあった事業者については、当所での審査を経て、取扱店舗として承認します。
- ・ 取扱店舗には、店頭に掲示して頂く取扱店証等および精算請求書等を配布するため、取扱店説明会を後日開催致しますのでご参加頂きますようお願い致します。  
(複数店舗分を申込みの場合は、本社または統括する店舗へ一括して送付します)
- ・ ただし、申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、承認を取り消すことがあります。

## 8. 取扱店舗の取消等

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、精算の拒否や取扱店舗の承認取消の措置を取ります。損害金が発生した際は、賠償請求する場合があります。

## 9. 精算について

### (1) 支払方法・時期

- ・原則として、精算は、留萌信用金庫 本店 及び 中央支店の口座振込となります。
- ・現金でのお支払いはいたしません。
- ・商品券の精算代金の支払いは、取扱店より提出された商品券の額面金額を受付日後、ご指定の口座へ振込みます。（3営業日予定）

### (2) 精算請求方法

精算申込書に必要事項を記入のうえ、引換済商品券（裏面の「商品券取扱店名」欄に店印等を押印のこと）を添付し、下記の精算請求先へご提出ください。

### (3) 精算請求期間 【 期日厳守 】

**令和 5 年 12 月 4 日（月）～ 令和 6 年 2 月 29 日（木）**

- ※ 土・日・祝祭日 及び 留萌信用金庫が定める休日を除きます。
- ※ 受付時間は、留萌信用金庫にて定める営業時間内とします。
- ※ 請求期限を過ぎての請求には一切応じられませんので、期間内に必ずご請求  
下さいますようご注意ください。

### (4) 請求先

- 留萌信用金庫 本店  
〒 077-8686 留萌市花園町 2 丁目 1 番 8 号 TEL:0164-42-1251
- 留萌信用金庫 中央支店  
〒 077-0045 留萌市本町 4 丁目 1 4 番地 TEL:0164-43-7111

## 10. その他留意事項

- ・ 「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、協議を行います。
- ・ 取扱店舗情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、「商品券の使えるお店」として、チラシ、ホームページなどにより広報します。

※ その他お問合せは、下記事務局へお願い致します。

【 お問合せ先 】 留萌商工会議所（事務局）  
〒077-0044 留萌市錦町1丁目1-15  
TEL : 0164-42-2058 FAX : 0164-43-8322